

# 仕 様 書

## 1 業務名

札幌市図書館DX調査研究業務

## 2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

## 3 業務の背景・目的

札幌市の図書館では、「札幌市図書館システム」の導入・運用により、図書資料の予約・貸出・返却、蔵書管理、利用者管理、レファレンス、利用統計等の基本的な業務に加え、図書資料のインターネット検索・予約、電子図書館における電子書籍サービスの提供、システムと物流を組み合わせた市内43拠点での図書の取り次ぎ、ICタグによる図書のセルフ貸出・返却（えほん図書館のみ実施）や蔵書管理（図書・情報館及びえほん図書館のみ実施）などのデジタル化を展開してきた。

また、国において、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が、令和4年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が決定されたことにより、自治体では、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

このような中、令和5年12月に策定された「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023」では、札幌市の図書館におけるDXを推進し、利用者の利便性向上を図るとともに、DXによる事務効率化で生み出された省力効果によって地域の学びの拠点としての機能をさらに高めていくため、今後実施すべき図書館DXの具体的な内容について検討することとされている。

以上の背景を踏まえ、本業務は、現行の札幌市図書館システムの利用を前提とした上で、札幌市の図書館への導入が必要なDXの具体的な内容を調査研究・分析することを目的とする。

なお、この仕様書でいう図書館とは、札幌市図書館条例に定める図書館（中央図書館、図書・情報館、えほん図書館及び各地区図書館（9館）の計12館）のほか、各区民センター等の図書室（8施設）、各地区センターの図書室及び図書カウンター（21施設）、ちえりあメディアプラザ図書コーナー及び中央図書館大通カウンターを含めた計43か所の図書施設を指すものとする。

## 4 業務内容

本業務では、I C タグを活用したD Xを前提として、今後の事業展開や新たな取組の可能性など図書館におけるD Xの方向性についての調査研究・分析を行い、提案を行うこと。

また、提案にあたっては、将来的なシステム機器の更新等に係る経費なども踏まえ、持続可能な図書館サービスを見据えたものとし、以下の(1)及び(2)の内容を含めること。

なお、この調査研究業務の履行にあたっては、随時進捗状況について委託者に報告を行うとともに、業務の履行にあたり必要な事項については、委託者の指示に従うこと。

### (1) 調査研究の内容

ア 札幌市の図書館に導入すべきD Xと将来像

(ア) D Xにより得られる効果及び効果額

(イ) D Xにかかる経費

(ウ) D Xにより削減可能な業務及び削減額

イ D X導入の手順及びスケジュール

ウ 他の自治体や民間企業等の参考事例、その他D Xに関する参考事項等

### (2) D X検討項目

ア I C タグの導入範囲（対象館及び貼り付ける蔵書の範囲）

イ I C タグ関連機器（自動貸出機、自動返却機、B D Sゲート、R F I Dハンディターミナル、R F I Dリーダライタ、R F I Dアンテナ付返却台等）の導入

ウ セルフ予約受取コーナーの設置（予約した資料の受取と貸出手続きが利用者自らの操作で完了できる専用のコーナー及び設備の設置）

エ 図書館アプリの導入

オ 座席予約システムの導入

カ 利用者向けWi-Fiの導入

なお、図書・情報館にはア、イ（一部の機器）、オ、カが、えほん図書館にはア、イ（一部の機器）が導入されている。

## 5 業務スケジュール、成果品の提出

### (1) 中間報告書の提出

業務の中間報告をとりまとめ、令和6年8月31日までに報告書として電子データ（P D F、W o r d、E x c e l等のデータ）を電子メール等で提出すること（紙媒体での提出は不要）。

## (2) 最終報告書（案）の提出

本仕様書にある全ての分析結果についてとりまとめ、最終報告書（案）として令和7年1月31日（金）までに電子データ（PDF、Word、Excel等のデータ）を電子メール等で提出し、委託者へ内容について確認を受けること（紙媒体での提出は不要）。

なお、不足や疑義等がある場合には、確認や修正等を求める場合がある。

## (3) 最終報告書の提出

### ア 調査研究報告書（本書）

本仕様書にある全ての分析結果について、令和7年2月28日（金）までにA4判（カラー）、30ページ程度の調査研究報告書として 15部を委託者に提出すること。

### イ 調査研究報告書（概要版）

上記アについて、A3判（カラー）、3～4ページ程度に要約した概要版 15部を令和7年2月28日（金）までに委託者に提出すること。

### ウ 電子データ一式

上記ア及びイについて、電子データ一式（PDF、Word、Excel等のデータ）をCD、DVD等の記憶媒体に収録して委託者に提出すること。

## 6 知的所有権の帰属

当該業務に関する著作権等の知的所有権は、すべて委託者に帰属するものとする。

## 7 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者との連携を密にして作業を進め、業務の細部や本仕様書に疑義が生じた事項については、委託者と受託者の双方協議の上、決定するものとする。
- (2) 結果成果物納品時には、納品書を提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費を含め、原則として全て委託金額に含まれるものとする。